

福岡県公報

平成26年1月31日
第3568号

目次

告示 (第54号 - 第56号)

○飼料の試験結果の概要	(畜産課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	(漁業管理課)	3
○第1種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	4
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村森林整備課)	8
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○落札者等の公示	(教育庁企画調整課)	11
○落札者等の公示	(教育庁企画調整課)	12
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	12
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	13

労働委員会

○福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者	(労働委員会事務局調整課)	14
------------------------	---------------	----

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課)	15
-------------------------	-------	----

告 示

福岡県告示第54号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令 (昭和51年政令第198号) 第

11条第4項の規定により、平成25年12月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造輸入年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容	
				粗たん白質 単位%	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	TDN %	ME Kcal/ kg	その他の検査 %		
石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5丁目9番3号	同左	ミックス1号 (肉用牛肥育用 二種混合飼料)	平成 25年 11月	8.9	表 2.8	示 0.04	な 0.26	し 2.3	1.5			—		
		粉碎とうもろこし88 (とうもろこし、 ふすま二種 混合飼料)	平成 25年 12月	9.1	表 3.6	示 0.03	な 0.35	し 2.6	1.7				—	
ジェイエイ北九州く みあい飼料 株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5丁目2番24号	同左	くみあい標準配合飼料 肉用牛やまと繁殖 (肉用牛繁殖用 配合飼料)	平成 25年 12月	(12.5) 13.3	(2.0) 3.8	(0.50) 1.00	(0.40) 0.60	(10.0) 6.1	(10.0) 5.9	(68.0) 68.5			—	
		くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y (成鶏飼育用 配合飼料)	平成 25年 11月	(17.0) 17.8	(3.0) 4.6	(2.80) 4.28	(0.35) 0.45	(5.0) 3.0	(14.5) 12.7		(2,800) 2,803			—

福岡県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

朝倉	県道	鳥栖線	前	朝倉市古毛1291番先から 朝倉市古毛1486番1先まで	10.5 ～ 19.0	670.0
			後	朝倉市古毛1291番先から 朝倉市古毛1486番1先まで	10.5 ～ 19.0	

福岡県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年1月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	鳥栖線 朝倉	朝倉市古毛1391番1先から 朝倉市古毛1486番1先まで

公 告**公告**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成26年1月31日から同年2月14日までの間縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
糸島市志摩芥屋3479番地 糸島市志摩芥屋324番地 糸島市志摩芥屋462番地	丸山 陽一 柴田 善史 吉村 利孝	芥屋	糸島漁業協同組合

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 組合の名称
六ツ門8番街地区市街地再開発組合
- 事業施行期間
平成24年12月から平成28年3月まで
- 施行地区
久留米市六ツ門町8番1から34までの全部並びに31番1、31番2及び34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部
- 事務所の所在地
久留米市日吉町16番地24
- 設立認可の年月日
平成24年12月18日
- 変更認可の年月日
平成26年1月20日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成26年1月7日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人 The Flower of a Dream Association
 - 代表者の氏名
上村 正幸
 - 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市天神町146番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもをはじめ、社会的に厳しい環境に置かれて苦しむ世界の人々に対して、現地のコミュニティやNGO等と協力して、病院、学校、職業訓練施設などの設置、給食事業のサポートのような各種の支援プロジェクトを行い、またそれらに対して支援を差し伸べる人々を増やすための普及啓発活動を行う事で、国際社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年1月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ドナセナ

(2) 代表者の氏名

中島 理知子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市南四丁目119番1の202

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準

用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（6） 第12260号	有限会社依田 代表者 依田充史	北九州市小倉北区中井3-22-21

2 聴聞期日及び場所

平成26年2月17日午前10時

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟7階建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市、北九州市、糸島市、古賀市、筑紫野市、直方市、行橋市、田川市、嘉穂郡桂川町	平成25年12月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成26年1月7日から 平成26年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡川崎町	平成26年1月10日から 平成26年3月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市の一部	平成26年1月20日から 平成26年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市鶴三緒及び嘉麻市山野の各一部	平成25年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市全域	平成25年11月29日から 平成26年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡遠賀町	平成25年12月2日から 平成26年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市の一部、大川市の一部、柳川市の一部、みやま市の一部、八女市の一部、筑後市の一部、うきは市の一部、小郡市の一部、朝倉市の一部、三井郡大刀洗町の一部	平成25年10月26日から 平成26年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類
公共測量（復旧測量）
- 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区美和台3丁目、4丁目地内	平成26年1月6日から 平成26年2月14日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字小敷ほか	平成25年12月10日から 平成26年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、荒尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市国道501号沿線	平成25年12月24日から 平成26年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、桂川町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、数値図化、地図編集、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉穂郡桂川町全域	平成25年12月13日から 平成26年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市の一部	平成25年12月19日から 平成26年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

福岡市中央区城内

平成25年11月15日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成25年11月8日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区湯川新町1丁目13番ほか	平成25年12月2日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区葛原5丁目ほか	平成25年10月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市博多区、中央区、城南区	平成26年1月6日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成26年1月20

日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市長峰土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成26年1月31日から平成26年3月3日まで	福岡市早良区入部出張所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年1月7日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) アスタラビスタ柳川店
- (2) 所在地 福岡県柳川市東蒲池字潟1541ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社アスタラビスタ	福岡県三潞郡大木町大字高橋518番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社アスタラビスタ	福岡県三潞郡大木町大字高橋518番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年9月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,200平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側、東側及び南東側	133

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物東側	52
建物南東側	11
合計	63

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	54.0
建物南側	87.5
合計	141.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物西側	6.6
建物南側	2.8
建物南側	2.8
建物南側	5.8
建物南側	2.4
建物南側	2.4
合計	22.8

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アスタラビスタ	午前9時	午後11時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後6時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 届出年月日
平成26年1月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 アスタラビスタ太刀洗店
(2) 所在地 福岡県朝倉郡筑前町高田2554-1ほか
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラビスタ	福岡県三潞郡大木町大字高橋518番地

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社アスタラビスタ	福岡県三潞郡大木町大字高橋518番地

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成26年9月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,800平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
建物北側及び西側	90

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数（台）
建物北側	10
建物西側	14
合 計	24

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	63.7
建物西側	37.5
合 計	101.2

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物東側	7.2
建物南側	2.6
建物南側	2.6
建物南側	5.2
建物南側	3.3
建物南側	3.3
合 計	24.2

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アスタロビスタ	午前9時	午後11時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後6時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成26年1月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグコスモス宇美井野店
 - 所在地 福岡県糟屋郡宇美町大字井野字仲ノ坪525番1ほか
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ドラッグコスモス宇美店	ドラッグコスモス宇美井野店

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成26年1月7日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドラッグコスモス後藤寺店
 - 所在地 福岡県田川市桜町584番2、602番4
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) ドラッグコスモス田川後藤寺店	ドラッグコスモス後藤寺店

公告

落札者について、次のとおり公示します。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
生徒実習用パソコン等賃貸借契約
デスクトップ型パソコン 1,926台
ノート型パソコン 86台
液晶モニター 2,936台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称

- 福岡県教育庁教育企画部企画調整課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成26年1月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士通リース株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
200,621,130円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年11月22日

公告

落札者について、次のとおり公示します。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコン教室用サーバ及び周辺機器賃貸借契約	
端末管理サーバ	42台
バックアップ装置	42台
無停電電源装置	84台
サーバラック	42台
落雷対策機器	42台
カラー複合機	45台

- モノクロプリンタ 90台
- 書画カメラ 49台
- 液晶プロジェクタ 49台
- マグネット式スクリーン 49台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成26年1月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社キューコーリース
 - (2) 住所
福岡市中央区高砂2丁目10番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
65,363,157円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年11月29日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人健脳リハビリテーション
- (2) 代表者の氏名
鹿子生 寛子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市五条4丁目6番5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域方々や関係各社との連携により、作品展示・イベント・ワークショップ・教室等又、高齢者支援の一環として、コンサート等の開催、農業体験教室の開催、及び市場での農産物の販売体験を通じ、住民が自由に参加し幅広い活動や交流が行われる場を創出することで、地域に暮らす人々がともに支えあいながら、安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指します。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人チャイルドケアセンター
 - (2) 代表者の氏名
大谷 清美

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市東大利二丁目5番20号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、乳児期から学童期の子どもおよび高齢者を持つ家庭や一時的に育児・介護を行う事が困難な一般市民に対し、自主的に育児・介護支援を行おうとする者をネットワークで結び、家事援助や子育て支援・介護支援に関する事業等を行うことにより子育てや高齢者の福祉支援活動の健全な発展を促進し公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年12月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ふれあいネット
 - (2) 代表者の氏名
大武 満洲男
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市五条5丁目10番15号
 - (4) 定款に記載された目的
(変更後)

この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と介護保険法に基づく居宅介護サービス事業（指定介護予防訪問介護事業及び指定訪問介護事業、指定予防訪問入浴介護事業及び指定訪問入

浴介護事業、介護予防福祉用具貸与事業及び福祉用具貸与事業）、福祉用具の販売、情報提供に関する事業、児童育成支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護サービス事業及び重度訪問介護サービス事業、同行援護サービス事業、行動援護サービス事業、地域生活支援事業（移動支援）及び重度障害者等包括支援サービス事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業、等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更前）

この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と介護保険法に基づく居宅介護サービス事業（指定介護予防訪問介護事業及び指定訪問介護事業、指定予防訪問入浴介護事業及び指定訪問入浴介護事業、介護予防福祉用具貸与事業及び福祉用具貸与事業）、福祉用具の販売、情報提供に関する事業、児童育成支援に関する事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護サービス事業及び重度訪問介護サービス事業、同行援護サービス事業、行動援護サービス事業、地域生活支援事業（移動支援）及び重度障害者等包括支援サービス事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業、等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成26年1月31日

福岡県労働委員会会長 野田進

氏名	現職	備考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
井上 智夫	弁護士	同上

大石 桂一	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
後藤 裕	弁護士	同上
鶴田 滋	九州大学大学院法学研究院准教授	同上
野田 進	九州大学副学長大学院法学研究院教授	同上
南谷 敦子	弁護士	同上
岩永康 志	九州旅客鉄道労働組合福岡地方本部執行委員長	現労働者委員
上野 茂伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	同上
佐田 正二	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
高島 喜信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
角田 昭一	安川電機労働組合本部執行委員長	同上
鍋島 初美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
藤吉 眞二	JAM九州・山口執行委員長	同上
生山 武史	株式会社安川電機執行役員人事総務部長	現使用者委員
大石 昌彦	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
竹内 直行	株式会社井筒屋総務部長	同上
廣瀬 幸	株式会社ポータル特別顧問	同上
藤本 淳一	九州電力株式会社人材活性化本部部長（人材開発・安全推進担当）	同上
松岡 嘉彦	福岡県経営者協会専務理事	同上
宮田 克彦	西日本鉄道株式会社取締役執行役員人事部長	同上
植田 正男	弁護士	前公益委員
田中 里美	弁護士	同上
田井 孝二	日本労働組合総連合会福岡県連合会副事務局長	前労働者委員
見城 正浩	株式会社西鉄プラザ代表取締役社長	前使用者委員
佐藤 啓司	西鉄人事サービス株式会社代表取締役社長	同上
高橋 敬	福岡県福祉労働部長	
家守 良明	福岡県福祉労働部労働局長	
竹野 佑喜	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
小島 英二	福岡県労働委員会事務局長	

高田 則好	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
伊積 浩稔	福岡県労働委員会事務局審査課長	

収用委員会

福岡県収用委員会告示第16号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成26年2月21日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成26年1月31日

福岡県知事 小川 洋

1 事件名

平成24年度福収権第11号事件、平成24年度福収明第11号事件及び平成24年度福収明第12号事件

2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 通知を受けるべき者

豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹の所有者

稲葉ムツ子、上田佳央、宇吹峰子、大山和徳、尾崎易子、上玉利ツル子、河野誠、木村康雄、熊井アサ子、久留島昌子、後藤あり子、柴垣保也、末並公俊、田淵ますみ、友松仁美、長田あゆみ、西岡直智、長谷川愛貴、原栄実子、松尾園子、松本信子、丸山廣子、向井敏子及び吉本梢、並びに阿部健三、有門マサエ、乾保子、井上清治、後小路キト、宇根内良子、植木利巳、江淵ミュキ、大江芳美、大村智恵子、岡本政千代、表春子、織部蕃、織部フジノ、梶原博文、金丸鐵雄、金光孝憲、川上菊三、木下克則、木村シズ子、木村勝、清原シズエ、清原チエ子、黒岩君代、久保來、迫田政子、佐田初子、猿橋松二、柴村シズエ、柴村弘、島田ナチコ、進菊夫、進寅二、末宗克之、末吉知枝子、鈴木敬一、田地みね子、田嶋達之、田島美代子、恒成澄代、富中コ

トノ、富永秀次郎、中野タエコ、中野仁明、中森正臣、中山正俊、中山明子、西村友裕、則尾スズエ、檜和田絢子、福井美知子、本多キクエ、松下紀代一、松下鐵五郎、松下龍一、松谷康司、三谷ヒサ子、南カズエ、向井澄男、向井竹幸、ハツ波仁員、山本憲子及び渡邊覺好の相続人、並びに豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹を所有する氏名及び住所不明の者

4 通知すべき書類

平成26年1月31日付け24福収第19号-51、24福収第20号-51「審理の開催について」